

妊婦健康診査費用補助金増額について

制度改正日 令和元年10月1日

1 新制度変更内容

妊婦健康診査費用補助額2～14回目（1回あたり）3,000円を4,000円に変更します。

※1回目12,000円は変更ありません。

2 対象者

茅ヶ崎市に住民票があり、令和元年10月1日以降に妊婦健康診査を受診する方

※平成31年1月以降に茅ヶ崎市で妊娠届出や転入妊婦届出をされ、出産予定日が令和元年9月1日以降の方には郵送にてお知らせと医療機関に提示するための読み替えカードをお送りいたします。令和元年7月1日以降に茅ヶ崎市で妊娠届出や転入妊婦届出をされ、出産予定日が令和元年9月15日以降の方には窓口にて読み替えカードをお渡しします。

3 利用方法

令和元年10月1日以降に妊娠届出をする方には、新制度適用の補助券を交付いたします。令和元年9月30日までに妊娠届出をされた方は、すでにお持ちの茅ヶ崎市妊婦健康診査費用補助券（以下「補助券」という。）には、3,000円の補助額が記載されております。妊婦健康診査受診時に、補助券と一緒に読み替えカード（山吹色のA6サイズ）を御提示いただくと4,000円に読み替えられますので、毎回必ず読み替えカードを補助券と一緒に御提示ください。医療機関にて3,000円を4,000円に読み替えて処理いたします。

なお、医療機関での会計時には4,000円の補助額が適用されていることを御自身でも御確認ください。

※10月1日以降に里帰り出産等で神奈川県外の医療機関で妊婦健康診査を受ける予定の方は、茅ヶ崎市の補助券を利用できるか（神奈川県産科婦人科医会と契約しているか）御確認いただき、「利用可能」である場合は、お手数ですが健康増進課までお申し出ください。御利用の際に不都合がないよう、医療機関へ説明させていただきます。

4 Q&A

(1) 里帰り出産をする予定だが、どうすればよいか。

→里帰り先の医療機関に茅ヶ崎市の補助券が利用可能であるか確認をしてください。利用可能である場合は、医療機関へ事前説明をさせていただきますので、健康増進課にお申し出ください。妊婦健康診査受診の際は、補助券と一緒に読み替えカードを提示し、4,000円に読み替えてもらうように伝えてください。補助券が利用できない場合は、償還払いの対象となります。

(2) 償還払いの手続きをした際には、4,000円として読み替えてもらえるのか。

→妊婦健康診査受診日が令和元年9月30日までのものについては3,000円、令和元年10月1日以降のものについては4,000円に読み替えてお手続きをさせていただきます。償還払いの手続きに関しては補助券の表紙裏面にも明記されておりますので、御確認ください。

(3) 今まで補助券が使用できていた医療機関に、読み替えカードを補助券と一緒に提示したが、医療機関から読み替えできないと言われた。

→お手数ですが、医療機関から健康増進課へ問い合わせをしていただくようお願いいたします。医療機関へ説明をさせていただきます。

(4) 妊婦健康診査費用が3,500円だった。おつりはもらえるか。

→補助券はおつりが出ないため、額面未満での御利用はできません。額面未満（1回目は12,000円、2回目以降は令和元年9月30日までは3,000円、10月1日以降は4,000円未満）であるために利用できなかった補助券が出産後も残ってしまった場合は、お手数ですが償還払いのお手続きをお願いいたします。

(5) 妊婦健康診査費用が8,000円だった。4,000円の補助券を2枚使用してよいか。

→1回の妊婦健康診査に対し、1回分の補助券しか使用することができません。

(6) なぜ10月1日から制度が変更するのか。

→医療機関や産科婦人科医会等の関係機関との十分な調整や市民の皆様への周知のために準備期間を設け、10月からの開始とさせていただきました。

その他、御不明な点や御相談のある方は、健康増進課までお問い合わせください。

事務担当 茅ヶ崎市保健所健康増進課こども健康・予防接種担当
電話 0467-38-3331